

令和 7 年第 6 回 鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）午後 1 時 3 0 分

場 所 鳥取市役所本庁舎 4 階 委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(定時登録関係)

議案第 37 号 定時登録者の決定について

議案第 38 号 随時抹消者の決定について

(在外選挙人名簿関係)

議案第 39 号 在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

(条例・規則関係)

議案第 40 号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担
に関する条例の一部改正について

議案第 41 号 選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償
の額等の改正について

(個人演説会施設関係)

議案第 42 号 個人演説会等施設の指定解除について

3 報 告 事 項

報 告 第 5 号 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び
6 分の 1 の数について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第 37 号

定時登録者の決定について

令和 7 年 12 月 1 日現在で、同日に選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

選挙人名簿に登録すべき者

男 554 人 女 469 人 計 1,023 人

提案理由

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による定時登録者の決定をするためである。

【参考】名簿登録者数 149,574 人

議案第 38 号

随時抹消者の決定について

令和 7 年 12 月 1 日現在で、公職選挙法第 28 条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

- 1 公職選挙法第 28 条第 1 号の規定に基づき抹消すべき者
男 241 人 女 300 人 計 541 人
- 2 公職選挙法第 28 条第 2 号の規定に基づき抹消すべき者
男 364 人 女 292 人 計 656 人
- 3 公職選挙法第 28 条第 3 号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし
- 4 公職選挙法第 28 条第 4 号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

提案理由

公職選挙法第 28 条の規定により抹消すべき者を決定するためである。

令和7年12月1日(定時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

投票区	令和7年9月1日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減	令和7年12月1日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
1	810	936	1,746	8	3	11	1	3	4	3	2	5					1	1	814 935 1,749
2	1,463	1,678	3,141	17	14	31	5	10	15	7	10	17				1	6	7	1,469 1,678 3,147
3	877	1,103	1,980	8	5	13	6	6	12	2	2	4				3	5	8	880 1,105 1,985
4	1,445	1,796	3,241	13	7	20	5	7	12	6	5	11				-6	-3	-9	1,441 1,788 3,229
5	3,755	4,068	7,823	43	35	78	10	12	22	24	17	41				-9	2	-7	3,755 4,076 7,831
6	3,122	3,544	6,666	37	24	61	11	14	25	24	18	42				6	9	15	3,131 3,544 6,675
7	1,269	1,395	2,664	12	7	19	2	10	12	13	4	17				6	-4	2	1,272 1,384 2,656
8	1,147	1,323	2,470	12	9	21	4	6	10	10	9	19				-3	-1	-4	1,142 1,316 2,458
9	1,479	1,676	3,155	17	15	32	4	9	13	17	10	27				-7	-7	-14	1,468 1,665 3,133
10	994	1,214	2,208	8	9	17	3	4	7	5	1	6				2	4	6	996 1,222 2,218
11	938	1,016	1,954	9	11	20	4	1	5	6	6	12				9	5	14	946 1,025 1,971
12	2,549	2,954	5,503	15	12	27	11	12	23	9	13	22				-9	-7	-16	2,535 2,934 5,469
13	992	1,036	2,028	7	6	13	5	6	11	3	2	5				5	4	9	996 1,038 2,034
14	595	603	1,198	1	1	2	4	1	5	1	3	4				3	-1	2	594 599 1,193
15	1,906	2,134	4,040	30	22	52	2	2	4	29	17	46				-8	4	-4	1,897 2,141 4,038
16	3,162	3,617	6,779	18	22	40	5	8	13	12	9	21				9	1	10	3,172 3,623 6,795
17	2,698	2,830	5,528	19	16	35	8	8	16	15	14	29				3	8	11	2,697 2,832 5,529
18	1,423	1,542	2,965	13	8	21	3	5	8	13	4	17				3	2	5	1,423 1,543 2,966
19	337	380	717	1	1	2		3	3	1	1	2				-1	-2	-3	336 375 711
20	785	823	1,608	2	5	7	3	6	9		1	1				3		3	787 821 1,608
21	1,043	1,157	2,200	3	4	7	1	2	3	3	4	7				5	6	11	1,047 1,161 2,208
22	1,152	1,289	2,441	7	8	15	6	6	12	8	13	21				13	6	19	1,158 1,284 2,442
23	1,281	1,288	2,569	15	9	24	3	7	10	6	3	9				5	4	9	1,292 1,291 2,583
24	1,058	1,041	2,099	7	4	11	1	5	6	5	3	8					-1	-1	1,059 1,036 2,095
25	192	191	383	1		1	3	1	4	1		1					-1	-1	189 189 378
26	68	80	148	1		1													69 80 149
27	199	218	417		2	2		1	1	1		1				1		1	199 219 418
28	57	50	107																57 50 107
29	1,798	1,878	3,676	18	14	32	3	6	9	9	8	17				-15	-9	-24	1,789 1,869 3,658
30	1,263	1,290	2,553	11	3	14	2	2	4	4	3	7					-2	-2	1,268 1,286 2,554
31	360	411	771				5	3	8		1	1					-1	-1	355 406 761
32	329	355	684	1	1	2	3	2	5		1	1					-3	-3	327 350 677
33	96	107	203				1	1	2								-1	-1	95 105 200
34	2,756	2,823	5,579	17	19	36	10	6	16	13	15	28				-8		-8	2,742 2,821 5,563
35	2,462	2,353	4,815	30	22	52	6	6	12	13	4	17				4	5	9	2,478 2,369 4,847
36	2,153	2,248	4,401	25	14	39	5	10	15	5	6	11				-6	1	-5	2,162 2,247 4,409
37	730	768	1,498	2	6	8	2	1	3	7		7				-1	-1	-2	722 772 1,494
38	38	39	77																38 39 77
39	3,055	3,344	6,399	22	26	48	8	5	13	16	11	27				3	2	5	3,056 3,356 6,412
40	1,423	1,668	3,091	16	13	29	3	5	8	4	6	10				-4	-8	-12	1,428 1,662 3,090
41	1,780	1,846	3,626	11	12	23	4	4	8	6	7	13				-3		-3	1,778 1,847 3,625
42	1,137	1,262	2,399	5	7	12	3	5	8	6	1	7				-5	-6	-11	1,128 1,257 2,385
50	966	1,080	2,046	7	4	11	5	4	9	6	3	9				7	5	12	969 1,082 2,051
51	786	901	1,687	9	10	19	1	3	4	2	8	10				-10	-9	-19	782 891 1,673
52	486	547	1,033	4	4	8		4	4	2	3	5				1	-3	-2	489 541 1,030
53	593	671	1,264	5	7	12	5	3	8	1		1				-3	-1	-4	589 674 1,263
54	133	137	270		1	1													133 138 271
55	25	30	55																25 30 55
56	71	65	136					1	1							-1		-1	70 64 134
57	28	33	61				1		1								-1	-1	27 32 59
58	673	735	1,408	1	3	4	2	5	7	4	4	8				2	-1	1	670 728 1,398
59	249	266	515	3	4	7	2	1	3	1		1							249 269 518

投票区	令和7年9月1日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減			令和7年12月1日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
60	137	152	289				1		1	1		1							135	152	287
61	955	1,076	2,031	5	5	10	3	3	6	7	4	11				2	1	3	952	1,075	2,027
62	294	336	630		1	1	1		1		1	1				1	1	2	294	337	631
63	477	498	975	3	1	4	5	2	7	1	1	2							474	496	970
64	164	181	345				1	2	3	1	1	2					-1	-1	162	177	339
65	249	240	489	1	1	2	2	1	3							-1		-1	247	240	487
66	186	202	388				1	2	3								1	1	185	201	386
67	88	100	188	1	2	3	2		2		1	1				-1	-1	-2	86	100	186
68	147	163	310	1		1	1		1							1		1	148	163	311
69	439	531	970	1	3	4	2	3	5							-1	-3	-4	437	528	965
70	426	462	888	1		1	1	1	2	4	2	6				-1	-1	-2	421	458	879
71	344	369	713	2	1	3	3	3	6							2	4	6	345	371	716
72	30	44	74				1		1										29	44	73
73	17	18	35														-1	-1	17	17	34
74	198	224	422				3	3	6	2		2				-1	-2	-3	192	219	411
75	165	165	330					2	2							1	-1		166	162	328
76	171	200	371	2	2	4	2		2	2		2				1	-1		170	201	371
77	50	50	100																50	50	100
78	38	43	81																38	43	81
79	39	40	79					1	1	1		1							38	39	77
80	557	571	1,128	1	2	3	3	2	5	4	4	8				-2	1	-1	549	568	1,117
81	183	200	383					5	5							1	-1		184	194	378
82	215	213	428	3	1	4	1	1	2	1		1					1	1	216	214	430
83	246	252	498	2	1	3	2		2	1	4	5							245	249	494
84	363	359	722	1		1	2	3	5		1	1							362	355	717
85	1,211	1,313	2,524	6	4	10	4	5	9	5	5	10				-2	-2	-4	1,206	1,305	2,511
86	332	373	705	3	1	4				2	2	4				-1	-1	-2	332	371	703
87	140	171	311					3	3		1	1					1	1	140	168	308
88	588	628	1,216		1	1	2	4	6	1	2	3				1	-1		586	622	1,208
89	649	661	1,310	1	4	5	1	3	4	1	1	2				2	-2		650	659	1,309
90	86	107	193		1	1				1		1							85	108	193
91	70	75	145		1	1	1	3	4										69	73	142
92	518	587	1,105	2	4	6	2	5	7	1	1	2				-1	1		516	586	1,102
93	329	383	712	1		1	2	2	4							-1		-1	327	381	708
94	390	411	801	3	1	4	3	1	4	1	2	3				1		1	390	409	799
95	32	37	69	1	1	2													33	38	71
96	311	324	635		1	1	3	2	5	1	2	3				3		3	310	321	631
97	183	171	354				2	1	3	1	2	3							180	168	348
98	327	393	720	2	1	3	3	4	7	1	2	3				1		1	326	388	714
99	27	29	56					1	1	1	1	2							26	27	53
旧市	56,176	61,374	117,550	482	396	878	165	211	376	307	234	541	0	0	0	-1	17	16	56,187	61,340	117,527
国府	3,088	3,464	6,552	25	26	51	12	15	27	11	14	25	0	0	0	-6	-9	-15	3,084	3,452	6,536
福部	1,059	1,153	2,212	4	7	11	5	6	11	6	4	10	0	0	0	2	-1	1	1,054	1,149	2,203
河原	2,560	2,796	5,356	11	10	21	16	10	26	9	8	17	0	0	0	2	1	3	2,548	2,789	5,337
用瀬	1,256	1,424	2,680	4	4	8	7	7	14	4	2	6	0	0	0	0	-1	-1	1,249	1,418	2,667
佐治	661	722	1,383	2	2	4	5	6	11	5	0	5	0	0	0	1	-4	-3	654	714	1,368
気高	3,247	3,452	6,699	16	9	25	12	19	31	13	17	30	0	0	0	-4	-1	-5	3,234	3,424	6,658
鹿野	1,393	1,471	2,864	1	7	8	4	10	14	3	3	6	0	0	0	3	-3	0	1,390	1,462	2,852
青谷	2,117	2,335	4,452	9	8	17	15	16	31	6	10	16	0	0	0	3	1	4	2,108	2,318	4,426
合計	71,557	78,191	149,748	554	469	1,023	241	300	541	364	292	656							71,508	78,066	149,574

令和7年12月1日(定時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

区	投票所名	男	女	計	区	投票所名	男	女	計	
1	遷喬小学校	814	935	1,749	58	福部町コミュニティセンター	670	728	1,398	
2	久松会館(久松地区公民館)	1,469	1,678	3,147	59	山湯山農業センター	249	269	518	
3	醇風小学校体育館	880	1,105	1,985	60	福部町久志羅公民館	135	152	287	
4	西中学校体育館	1,441	1,788	3,229	61	鳥取市河原町総合支所	952	1,075	2,027	
5	城北小学校体育館	3,755	4,076	7,831	62	国英地区公民館	294	337	631	
6	浜坂地区公民館	3,131	3,544	6,675	63	散岐小学校体育館	474	496	970	
7	富桑小学校体育館	1,272	1,384	2,656	64	水根公会堂	162	177	339	
8	明德小学校体育館	1,142	1,316	2,458	65	河原町総合体育館	247	240	487	
9	日進小学校体育館	1,468	1,665	3,133	66	西郷地区公民館	185	201	386	
10	山の手体育館	996	1,222	2,218	67	小河内公民館	86	100	186	
11	修立小学校	946	1,025	1,971	68	北村公民館	148	163	311	
12	東中学校体育館	2,535	2,934	5,469	69	用瀬町民会館	437	528	965	
13	稲葉山小学校体育館	996	1,038	2,034	70	大村地区公民館	421	458	879	
14	東デイサービスセンター	594	599	1,193	71	社地区公民館	345	371	716	
15	南中学校体育館	1,897	2,141	4,038	72	用瀬町屋住多目的集会所	29	44	73	
16	美保小学校体育館	3,172	3,623	6,795	73	用瀬町江波多目的集会所	17	17	34	
17	面影小学校体育館	2,697	2,832	5,529	74	佐治町地域活性化センター	192	219	411	
18	津ノ井小学校体育館	1,423	1,543	2,966	75	プラザ佐治記念ホール	166	162	328	
19	米里体育館	336	375	711	76	佐治町西佐治会館	170	201	371	
20	倉田体育館	787	821	1,608	77	佐治町山王ふれあい会館	50	50	100	
21	鳥取県漁業協同組合	1,047	1,161	2,208	78	佐治町津無生活改善センター	38	43	81	
22	賀露町七区公民館	1,158	1,284	2,442	79	佐治町津野ふれあいの館	38	39	77	
23	大正小学校体育館	1,292	1,291	2,583	80	宝木地区公民館	549	568	1,117	
24	美穂地区公民館	1,059	1,036	2,095	81	鳥取市気高人権福祉センター	184	194	378	
25	神戸地区公民館	189	189	378	82	瑞穂地区公民館	216	214	430	
26	岩坪生活改善センター	69	80	149	83	市営住宅矢口団地集会所	245	249	494	
27	東郷地区公民館	199	219	418	84	逢坂地区公民館	362	355	717	
28	高路公民館	57	50	107	85	気高町総合支所	1,206	1,305	2,511	
29	世紀小学校体育館	1,789	1,869	3,658	86	浜村小学校体育館	332	371	703	
30	松保地区公民館	1,268	1,286	2,554	87	船磯公民館	140	168	308	
31	豊実地区公民館	355	406	761	88	鹿野町農業者トレーニングセンター	586	622	1,208	
32	上原多目的集会施設	327	350	677	89	勝谷地区公民館	650	659	1,309	
33	河内生活改善センター	95	105	200	90	小鷲河地区公民館	85	108	193	
34	湖山小学校体育館	2,742	2,821	5,563	91	鹿野町河内生活改善センター	69	73	142	
35	国際交流プラザ	2,478	2,369	4,847	92	青谷地区公民館	516	586	1,102	
36	末恒小学校体育館	2,162	2,247	4,409	93	青谷小学校	327	381	708	
37	湖南学園体育館	722	772	1,494	94	中郷地区公民館	390	409	799	
38	矢矯公民館	38	39	77	95	絹見公民館	33	38	71	
39	美保南小学校体育館	3,056	3,356	6,412	96	日置谷地区公民館	310	321	631	
40	中ノ郷小学校体育館	1,428	1,662	3,090	97	勝部地区公民館	180	168	348	
41	若葉台体育館	1,778	1,847	3,625	98	日置地区公民館	326	388	714	
42	桜ヶ丘中学校体育館	1,128	1,257	2,385	99	八葉寺公民館	26	27	53	
50	あおば地区公民館	969	1,082	2,051	旧市計			56,187	61,340	117,527
51	宮下地区公民館	782	891	1,673	国府町計			3,084	3,452	6,536
52	国府町コミュニティセンター	489	541	1,030	福部町計			1,054	1,149	2,203
53	谷地区公民館	589	674	1,263	河原町計			2,548	2,789	5,337
54	成器地区公民館	133	138	271	用瀬町計			1,249	1,418	2,667
55	山のめぐみ館	25	30	55	佐治町計			654	714	1,368
56	大茅地区公民館	70	64	134	気高町計			3,234	3,424	6,658
57	扇の里交流館	27	32	59	鹿野町計			1,390	1,462	2,852
					青谷町計			2,108	2,318	4,426
					合計			71,508	78,066	149,574

※投票所名は令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の際に投票所として使用した施設名です。

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
第1投票区	814	935	1,749
尚徳町	0	0	0
元大工町	33	37	70
掛出町	44	44	88
上魚町	11	15	26
片原一丁目	17	17	34
片原二丁目	20	21	41
片原三丁目	17	19	36
鍛冶町	25	31	56
若桜町	30	30	60
本町一丁目	4	5	9
本町二丁目	55	51	106
本町三丁目	23	32	55
桶屋町	35	43	78
職人町	29	35	64
二階町一丁目	27	37	64
二階町二丁目	15	19	34
二階町三丁目	24	33	57
新町	36	40	76
元魚町一丁目	25	32	57
元魚町二丁目	17	21	38
戎町	57	73	130
川端一丁目	69	73	142
川端二丁目	28	29	57
川端三丁目	16	22	38
元町	157	176	333
第2投票区	1,469	1,678	3,147
馬場町	74	80	154
栗谷町	74	76	150
江崎町	72	89	161
東町一丁目	39	40	79
東町二丁目	44	46	90
東町三丁目	104	102	206
西町一丁目	60	85	145
西町二丁目	101	98	199
西町三丁目	156	181	337
湯所町一丁目	355	386	741
湯所町二丁目	249	312	561
丸山町(一部)	141	183	324
第3投票区	880	1,105	1,985
西町四丁目	78	85	163
西町五丁目	61	58	119
玄好町	113	147	260
材木町	117	178	295
片原四丁目	39	46	85
片原五丁目	126	157	283
本町四丁目	26	24	50
本町五丁目	36	47	83
二階町四丁目	21	23	44
茶町	55	67	122
元魚町三丁目	30	31	61
元魚町四丁目	40	48	88
川端四丁目	32	45	77
川端五丁目	106	149	255
第4投票区	1,441	1,788	3,229
南町	219	255	474
寿町	257	322	579
新品治町	130	132	262
薬師町	18	28	46

町名	男	女	計
相生町一丁目	99	112	211
相生町二丁目	95	104	199
相生町三丁目	137	227	364
相生町四丁目	172	225	397
西品治(狐川以東)	60	75	135
田園町一丁目	168	205	373
田園町二丁目	86	103	189
第5投票区	3,755	4,076	7,831
丸山町(一部)	184	195	379
西品治(一部)	25	36	61
田島(一部)	528	605	1,133
秋里	814	922	1,736
松並町一丁目	242	268	510
松並町二丁目	284	325	609
松並町三丁目			
田園町三丁目	133	163	296
田園町四丁目	177	161	338
青葉町一丁目	71	94	165
青葉町二丁目	143	165	308
青葉町三丁目	87	95	182
安長(一部)	519	513	1,032
商栄町	150	147	297
千代水一丁目	1	0	1
千代水二丁目	3	2	5
千代水三丁目	2	0	2
千代水四丁目	5	5	10
南安長一丁目	387	380	767
第6投票区	3,131	3,544	6,675
江津	505	519	1,024
浜坂	423	486	909
浜坂一丁目	186	212	398
浜坂二丁目	279	297	576
浜坂三丁目	302	342	644
浜坂四丁目	242	304	546
浜坂五丁目	155	178	333
浜坂六丁目	316	369	685
浜坂七丁目	122	143	265
浜坂八丁目	246	263	509
浜坂東一丁目	355	431	786
第7投票区	1,272	1,384	2,656
行徳三丁目	362	413	775
西品治(狐川以西)	824	865	1,689
田島(一部)	63	74	137
安長(一部)	23	32	55
第8投票区	1,142	1,316	2,458
瓦町	168	190	358
今町一丁目	163	176	339
今町二丁目	59	76	135
東品治町	0	0	0
幸町	169	212	381
行徳一丁目	302	362	664
行徳二丁目	281	300	581
第9投票区	1,468	1,665	3,133
寺町	174	193	367
栄町	117	163	280
弥生町	78	92	170
末広温泉町	173	170	343

町名	男	女	計
永楽温泉町	268	316	584
吉方温泉一丁目	267	267	534
吉方温泉二丁目	139	191	330
吉方温泉三丁目	252	273	525
第10投票区	996	1,222	2,218
上町	157	159	316
中町	98	133	231
大榎町	29	38	67
庖丁人町	51	66	117
大工町頭	37	67	104
御弓町	62	78	140
吉方町一丁目	135	167	302
吉方町二丁目	167	220	387
立川町一丁目	124	132	256
立川町二丁目	136	162	298
第11投票区	946	1,025	1,971
吉方温泉四丁目	265	235	500
南吉方三丁目	148	171	319
立川町三丁目	103	135	238
立川町五丁目(2区)	430	484	914
第12投票区	2,535	2,934	5,469
卯垣	141	152	293
岩倉	688	730	1,418
卯垣四丁目	229	255	484
立川町六丁目	557	727	1,284
立川町七丁目	92	100	192
大杵(東扇町)	206	252	458
桜谷(桜ヶ丘)	96	124	220
東今在家(一部)	526	594	1,120
第13投票区	996	1,038	2,034
卯垣一丁目	68	83	151
卯垣二丁目	257	261	518
卯垣三丁目	166	184	350
立川町四丁目	128	119	247
立川町五丁目(1区)	225	251	476
卯垣五丁目	152	140	292
第14投票区	594	599	1,193
百谷	31	26	57
滝山	554	563	1,117
小西谷	9	10	19
第15投票区	1,897	2,141	4,038
吉方	231	255	486
南吉方一丁目	195	229	424
南吉方二丁目	245	293	538
富安一丁目	365	385	750
富安二丁目	350	386	736
天神町	86	90	176
扇町	139	143	282
興南町	286	360	646
第16投票区	3,172	3,623	6,795
古市	261	252	513
富安	126	140	266
吉成(大路川以北)	1,207	1,401	2,608
大覚寺	922	1,077	1,999
吉成一丁目	232	242	474

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
吉成二丁目	288	335	623
吉成三丁目	136	176	312
第17投票区	2,697	2,832	5,529
雲山	1,250	1,364	2,614
新	273	313	586
大杙(東扇町を除く)	347	331	678
面影一丁目	388	350	738
面影二丁目	439	474	913
第18投票区	1,423	1,543	2,966
杉崎	207	220	427
南栄町	111	141	252
津ノ井	364	378	742
生山	82	92	174
桂木	460	497	957
海蔵寺	14	15	29
船木	32	30	62
広岡	23	28	51
香取	43	38	81
紙子谷	66	79	145
祢宜谷	21	25	46
第19投票区	336	375	711
東大路	54	62	116
中大路	49	52	101
西大路	26	32	58
久末	69	83	152
美和	37	37	74
古郡家	40	44	84
越路	61	65	126
第20投票区	787	821	1,608
数津(一部)	60	51	111
八坂	30	37	67
橋本	35	34	69
馬場	157	171	328
国安	236	235	471
蔵田	38	39	77
円通寺	155	168	323
西円通寺	76	86	162
第21投票区	1,047	1,161	2,208
港町	3	2	5
賀露町西三丁目	316	337	653
賀露町北一丁目	141	143	284
賀露町北二丁目	158	170	328
賀露町北三丁目	213	262	475
賀露町北四丁目	216	247	463
第22投票区	1,158	1,284	2,442
賀露町(一部)	10	13	23
賀露町西一丁目	66	75	141
賀露町西二丁目	1	0	1
賀露町南一丁目	187	201	388
賀露町南二丁目	103	162	265
賀露町南三丁目	72	94	166
賀露町南四丁目	203	222	425
賀露町南五丁目	101	119	220
賀露町南六丁目	137	150	287
晩稻	120	95	215
南隈	158	153	311

町名	男	女	計
第23投票区	1,292	1,291	2,583
野寺	37	44	81
服部	43	59	102
菖蒲	91	96	187
古海	800	749	1,549
緑ヶ丘一丁目	321	343	664
第24投票区	1,059	1,036	2,095
赤子田	26	36	62
長谷	69	59	128
倭文	122	124	246
玉津	42	40	82
横枕	55	56	111
猪子	32	33	65
向国安	59	70	129
竹生	33	38	71
上味野	110	125	235
朝月	85	82	167
源太	40	51	91
下味野	386	322	708
第25投票区	189	189	378
上砂見	67	73	140
中砂見	44	48	92
下砂見	78	68	146
第26投票区	69	80	149
岩坪	69	80	149
第27投票区	199	219	418
本高	72	70	142
北村	25	34	59
西今在家	23	28	51
篠坂	12	17	29
中村	47	48	95
有富	20	22	42
第28投票区	57	50	107
高路	57	50	107
第29投票区	1,789	1,869	3,658
徳尾	453	466	919
岩吉	103	109	212
里仁	160	207	367
徳吉	214	266	480
五反田町	0	0	0
南安長二丁目	187	150	337
南安長三丁目	151	141	292
緑ヶ丘二丁目	239	233	472
緑ヶ丘三丁目	282	297	579
第30投票区	1,268	1,286	2,554
足山	30	31	61
布勢	430	409	839
桂見	571	568	1,139
高住	172	206	378
良田	65	72	137
第31投票区	355	406	761
下段	64	59	123
大塚	41	43	84

町名	男	女	計
野坂	90	115	205
宮谷	70	67	137
嶋	46	47	93
大桝	44	75	119
第32投票区	327	350	677
松上	57	63	120
細見	36	40	76
上原	133	141	274
尾崎	23	32	55
上段	78	74	152
第33投票区	95	105	200
河内	50	57	107
槇原	45	48	93
第34投票区	2,742	2,821	5,563
湖山町東一丁目	327	338	665
湖山町東二丁目	9	10	19
湖山町東三丁目	2	1	3
湖山町東四丁目	6	5	11
湖山町東五丁目	140	159	299
湖山町南一丁目	371	356	727
湖山町南二丁目	510	521	1,031
湖山町南三丁目	739	802	1,541
湖山町南四丁目	14	13	27
湖山町北一丁目	284	269	553
湖山町北六丁目	340	347	687
第35投票区	2,478	2,369	4,847
湖山町	0	0	0
湖山町西一丁目	352	337	689
湖山町西二丁目	195	201	396
湖山町西三丁目	179	196	375
湖山町西四丁目	10	3	13
湖山町南五丁目	385	297	682
湖山町北二丁目	442	396	838
湖山町北三丁目	249	290	539
湖山町北四丁目	448	433	881
湖山町北五丁目	218	216	434
第36投票区	2,162	2,247	4,409
伏野	299	273	572
白兔	118	133	251
小沢見	30	25	55
内海中	24	23	47
三津	102	111	213
美萩野一丁目	291	338	629
美萩野二丁目	434	468	902
美萩野三丁目	403	412	815
美萩野四丁目	236	243	479
美萩野五丁目	225	221	446
第37投票区	722	772	1,494
松原	136	144	280
六反田	43	35	78
大畑	47	47	94
金沢	58	60	118
福井	77	66	143
吉岡温泉町	240	291	531
妙徳寺	19	22	41
洞谷	11	15	26

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
瀬田蔵	9	15	24
長柄	41	40	81
三山口	31	30	61
御熊	10	7	17
第38投票区	38	39	77
双六原	22	24	46
矢矯	16	15	31
第39投票区	3,056	3,356	6,412
吉成(大路川以南)	195	201	396
宮長	995	1,081	2,076
の場	214	221	435
叶	414	441	855
数津(一部)	61	64	125
叶一丁目	131	137	268
吉成南町一丁目	402	493	895
吉成南町二丁目	171	211	382
の場一丁目	3	3	6
の場二丁目	201	201	402
の場三丁目	148	173	321
の場四丁目	121	130	251
第40投票区	1,428	1,662	3,090
覚寺	315	364	679
円護寺	387	431	818
北園一丁目	281	316	597
北園二丁目	323	400	723
山城町	122	151	273
第41投票区	1,778	1,847	3,625
若葉台南一丁目	15	14	29
若葉台南二丁目	165	173	338
若葉台南三丁目	280	292	572
若葉台南四丁目	5	16	21
若葉台南五丁目	150	166	316
若葉台南六丁目	255	262	517
若葉台南七丁目	5	0	5
若葉台北二丁目	204	202	406
若葉台北三丁目	269	287	556
若葉台北四丁目	304	316	620
若葉台北六丁目	126	119	245
第42投票区	1,128	1,257	2,385
正蓮寺	381	396	777
桜谷(桜ヶ丘を除く)	621	712	1,333
東今在家(一部)	126	149	275
第50投票区	969	1,082	2,051
国府町奥谷三丁目	71	70	141
国府町稲葉丘一丁目	66	84	150
国府町稲葉丘二丁目	81	90	171
国府町稲葉丘三丁目	51	46	97
国府町分上一丁目	79	77	156
国府町分上二丁目	102	128	230
国府町分上三丁目	70	78	148
国府町分上四丁目	34	44	78
国府町新町一丁目	94	105	199
国府町新町二丁目	63	71	134
国府町新通り一丁目	32	35	67
国府町新通り二丁目	114	125	239
国府町新通り三丁目	111	128	239

町名	男	女	計
国府町新通り四丁目	1	1	2
第51投票区	782	891	1,673
国府町中郷	62	76	138
国府町宮下	580	658	1,238
国府町奥谷一丁目	76	84	160
国府町奥谷二丁目	64	73	137
第52投票区	489	541	1,030
国府町美歎(一部)	93	93	186
国府町広西	61	62	123
国府町庁	17	23	40
国府町町屋(一部)	106	110	216
国府町国分寺	57	76	133
国府町法花寺	40	45	85
国府町三代寺	115	132	247
第53投票区	589	674	1,263
国府町山根	22	23	45
国府町神垣	48	58	106
国府町清水	21	21	42
国府町岡益	57	71	128
国府町谷	27	38	65
国府町玉鉾	59	68	127
国府町糸谷	38	41	79
国府町高岡	114	142	256
国府町麻生	160	168	328
国府町美歎(一部)	1	2	3
国府町町屋(一部)	42	42	84
第54投票区	133	138	271
国府町神護	13	17	30
国府町山崎	9	9	18
国府町中河原	37	37	74
国府町松尾	14	13	27
国府町吉野	29	33	62
国府町新井	31	29	60
第55投票区	25	30	55
国府町上荒舟	8	6	14
国府町荒舟	17	24	41
第56投票区	70	64	134
国府町雨滝	13	10	23
国府町木原	1	4	5
国府町下木原	8	5	13
国府町石井谷	3	1	4
国府町大石	7	12	19
国府町栃本	20	12	32
国府町菅野	2	1	3
国府町楠城	15	17	32
国府町拾石	1	2	3
第57投票区	27	32	59
国府町上地	27	32	59
第58投票区	670	728	1,398
福部町栗谷	20	21	41
福部町八重原	29	36	65
福部町箭溪	36	40	76
福部町高江	84	87	171
福部町湯山(一部)	6	10	16

町名	男	女	計
福部町海士	262	276	538
福部町細川	157	184	341
福部町岩戸	76	74	150
第59投票区	249	269	518
福部町湯山(一部)	249	269	518
第60投票区	135	152	287
福部町左近	40	44	84
福部町久志羅	26	34	60
福部町中	6	8	14
福部町蔵見	41	43	84
福部町南田	22	23	45
第61投票区	952	1,075	2,027
河原町河原	114	134	248
河原町渡一木	106	113	219
河原町谷一木	40	57	97
河原町長瀬	249	284	533
河原町袋河原	143	155	298
河原町布袋	128	139	267
河原町稲常	29	35	64
河原町鮎ヶ丘	143	158	301
第62投票区	294	337	631
河原町山手	72	71	143
河原町郷原	22	28	50
河原町三谷	28	31	59
河原町高福	52	56	108
河原町徳吉	35	35	70
河原町今在家	49	76	125
河原町片山	36	40	76
第63投票区	474	496	970
河原町釜口	106	115	221
河原町和奈見	34	34	68
河原町八日市	39	44	83
河原町佐貫	295	303	598
第64投票区	162	177	339
河原町水根	65	72	137
河原町山上	52	56	108
河原町小倉	45	49	94
第65投票区	247	240	487
河原町天神原	50	49	99
河原町曳田	197	191	388
第66投票区	185	201	386
河原町中井	100	108	208
河原町本鹿	30	31	61
河原町牛戸	32	38	70
河原町湯谷	23	24	47
第67投票区	86	100	186
河原町小河内	65	69	134
河原町神馬	21	31	52
第68投票区	148	163	311
河原町小畑	25	29	54
河原町弓河内	38	37	75
河原町北村	85	97	182

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
第69投票区	437	528	965
用瀬町古用瀬(一部)	14	21	35
用瀬町用瀬	282	350	632
用瀬町別府	141	157	298
第70投票区	421	458	879
用瀬町鷹狩	277	309	586
用瀬町美成	57	53	110
用瀬町赤波	87	96	183
第71投票区	345	371	716
用瀬町金屋	24	31	55
用瀬町樟原	46	44	90
用瀬町川中	49	48	97
用瀬町宮原	35	36	71
用瀬町安蔵	105	126	231
用瀬町古用瀬(一部)	44	39	83
用瀬町家奥	42	47	89
第72投票区	29	44	73
用瀬町屋住	29	44	73
第73投票区	17	17	34
用瀬町江波	17	17	34
第74投票区	192	219	411
佐治町小原	7	8	15
佐治町葛谷	30	39	69
佐治町刈地	45	42	87
佐治町古市	49	53	102
佐治町大井	32	37	69
佐治町森坪	29	40	69
第75投票区	166	162	328
佐治町加瀬木	87	84	171
佐治町高山	79	78	157
第76投票区	170	201	371
佐治町福園	21	20	41
佐治町加茂	54	62	116
佐治町畑	21	27	48
佐治町つく谷	23	37	60
佐治町河本	23	26	49
佐治町余戸	28	29	57
第77投票区	50	50	100
佐治町尾際	25	29	54
佐治町中	12	8	20
佐治町栃原	13	13	26
第78投票区	38	43	81
佐治町津無	38	43	81
第79投票区	38	39	77
佐治町津野	38	39	77
第80投票区	549	568	1,117
気高町酒津	157	162	319
気高町常松	23	25	48
気高町富吉	36	35	71
気高町宝木	237	251	488

町名	男	女	計
気高町奥沢見	96	95	191
第81投票区	184	194	378
気高町上光	68	70	138
気高町下光元	116	124	240
第82投票区	216	214	430
気高町宿	25	29	54
気高町土居	55	50	105
気高町重高	45	41	86
気高町二本木	16	18	34
気高町下坂本(一部)	75	76	151
第83投票区	245	249	494
気高町下坂本(一部)	186	195	381
気高町日光	59	54	113
第84投票区	362	355	717
気高町殿	51	45	96
気高町飯里	27	26	53
気高町下石	15	18	33
気高町上原	46	31	77
気高町山宮	70	73	143
気高町睦逢	55	57	112
気高町会下	43	45	88
気高町郡家	31	32	63
気高町高江	24	28	52
第85投票区	1,206	1,305	2,511
気高町浜村	427	454	881
気高町勝見	331	364	695
気高町新町二丁目	117	117	234
気高町新町三丁目	63	68	131
気高町北浜二丁目	135	169	304
気高町北浜三丁目	133	133	266
第86投票区	332	371	703
気高町新町一丁目	98	99	197
気高町北浜一丁目	38	33	71
気高町八幡	57	90	147
気高町下原	75	76	151
気高町八束水(一部)	64	73	137
第87投票区	140	168	308
気高町八束水(一部)	140	168	308
第88投票区	586	622	1,208
鹿野町末用	61	72	133
鹿野町閉野	26	25	51
鹿野町広木	6	10	16
鹿野町水谷	29	26	55
鹿野町鹿野	464	489	953
第89投票区	650	659	1,309
鹿野町今市	439	438	877
鹿野町寺内	54	54	108
鹿野町宮方	23	25	48
鹿野町中園	30	39	69
鹿野町岡木	73	69	142
鹿野町乙亥正	31	34	65
第90投票区	85	108	193

町名	男	女	計
鹿野町小別所	51	59	110
鹿野町鷺峯	34	49	83
第91投票区	69	73	142
鹿野町河内	69	73	142
第92投票区	516	586	1,102
青谷町善田(一部)	11	23	34
青谷町青谷(一部)	401	456	857
青谷町井手	22	15	37
青谷町長和瀬	82	92	174
第93投票区	327	381	708
青谷町青谷(一部)	327	381	708
第94投票区	390	409	799
青谷町鳴瀧	16	15	31
青谷町北河原	27	30	57
青谷町山田	20	17	37
青谷町亀尻	80	92	172
青谷町吉川	41	45	86
青谷町露谷	40	38	78
青谷町栄町	166	172	338
第95投票区	33	38	71
青谷町絹見	33	38	71
第96投票区	310	321	631
青谷町蔵内	54	56	110
青谷町大坪	69	73	142
青谷町奥崎	63	69	132
青谷町養郷	71	68	139
青谷町善田(一部)	50	51	101
青谷町青谷(一部)	3	4	7
第97投票区	180	168	348
青谷町桑原	45	29	74
青谷町澄水	36	43	79
青谷町楠根	27	25	52
青谷町紙屋	35	32	67
青谷町田原谷	37	39	76
第98投票区	326	388	714
青谷町小畑	53	56	109
青谷町河原	143	159	302
青谷町山根	89	119	208
青谷町早牛	41	54	95
第99投票区	26	27	53
青谷町八葉寺	26	27	53
総計	71,508	78,066	149,574

議案第39号

在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

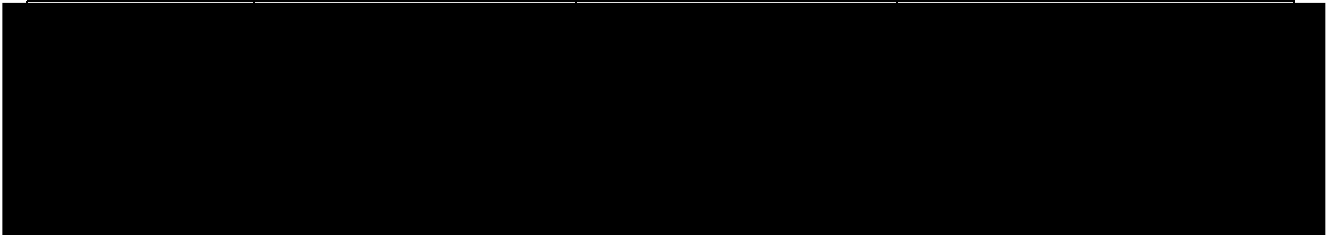
公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和7年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

1 抹消すべき者

氏 名	生年月日	抹消事由発生年月日	抹消事由
-----	------	-----------	------



※参考

在外選挙人名簿登録者数81人(男24人 女57人)(本委員会議決後)

提案理由

公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を決定するためである。

議案第 40 号

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成 6 年鳥取市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 9 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 10 条第 2 項中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正に準じて、市議会議員及び市長の選挙運動に係る市費負担限度額の引上げを行うためである。

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成6年条例第2号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例 平成6年3月28日 鳥取市条例第2号	○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例 平成6年3月28日 鳥取市条例第2号
第1条～第6条（略） 第3章 選挙運動用ビラの作成についての市費負担 （市費負担）	第1条～第6条（略） 第3章 選挙運動用ビラの作成についての市費負担 （市費負担）
第7条（略） 2 前項に定める限度額は、候補者1人について、 <u>8円38銭</u> に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。 （契約締結の届出）	第7条（略） 2 前項に定める限度額は、候補者1人について、 <u>7円73銭</u> に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。 （契約締結の届出）
第8条（略） （市費の支払）	第8条（略） （市費の支払）
第9条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8円38銭</u> を超える場合には、 <u>8円38銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。	第9条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円73銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

第4章 掲示場用ポスターの作成についての市費負担 (市費負担) 第10条 (略) 2 前項に定める限度額は、候補者1人について、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域における鳥取市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年鳥取市条例第21号)に基づき設置されたポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)の数を乗じて得た金額に158,125円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に掲示場用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額とする。 第11条・第12条 (略) 第5章 雑則 第13条・第14条 (略) 附 則 1・2 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第4章 掲示場用ポスターの作成についての市費負担 (市費負担) 第10条 (略) 2 前項に定める限度額は、候補者1人について、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域における鳥取市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年鳥取市条例第21号)に基づき設置されたポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)の数を乗じて得た金額に158,125円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に掲示場用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額とする。 第11条・第12条 (略) 第5章 雑則 第13条・第14条 (略) 附 則 1・2 (略) <u>(新設)</u>
--	---

議案第 4 1 号

選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額等
の改正について

選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額等について
(平成 2 8 年鳥取市選挙管理委員会告示第 7 4 号) を次のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

改正案 別紙のとおり

提案理由

令和 7 年の公職選挙法施行令改正により、選挙運動に従事する労務者に対し
支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、物価変動等を考
慮して引き上げを行うとともに、所要の整備を行うためである。

鳥取市選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項（地方自治法（昭和22年法律第67号）第85条第1項の規定により準用する場合を含む。）及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる実費弁償の額及び報酬並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のように定める。なお、平成28年鳥取市選挙管理委員会告示第74号（選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額等について）は、令和7年12月1日をもって廃止する。

令和7年12月1日

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃
鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船 賃
水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 航空賃
航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (4) 車 賃
陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (5) 宿泊料（食事料2食分を含む。）
1夜につき23,000円
 - (6) 弁当料
1食につき1,500円、1日につき4,500円
 - (7) 茶菓料
1日につき1,000円

- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃
それぞれ 1 の(1)から(4)までに掲げる額
 - (2) 宿泊料（食事料を除く。）
1 夜につき 20, 000 円
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
- (1) 基本日額
10, 000 円
 - (2) 超過勤務手当
1 日につき基本日額の 5 割
なお、弁償を支給した場合は、支払うべき報酬の基本日額から弁償の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければならない。
- 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。） 1 人に対し支給することができる報酬の額
- (1) 選挙運動のために使用する事務員
1 日につき 15, 000 円
 - (2) 専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者
1 日につき 20, 000 円

選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額等について（令和7年選挙
管理委員会告示第24号）新旧対照表

改正後	改正前
○選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額等について <u>令和7年12月1日</u> 鳥取市選挙管理委員会告示第<u>24</u>号 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項（地方自治法（昭和22年法律第67号）第85条第1項の規定により準用する場合を含む。）及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる実費弁償の額及び報酬並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の<u>最高額</u>を次のように定める。なお、<u>平成28年鳥取市選挙管理委員会告示第74号</u>（選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額等について）は、<u>令和7年12月1日</u>をもって廃止する。 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 （1） 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	○選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額等について <u>平成28年12月5日</u> 鳥取市選挙管理委員会告示第<u>74</u>号 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項（地方自治法（昭和22年法律第67号）第85条第1項の規定により準用する場合を含む。）及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる実費弁償の額及び報酬並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のように定める。なお、<u>平成13年鳥取市選挙管理委員会告示第60号</u>（選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額等について）は、<u>平成28年12月5日</u>をもって廃止する。 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 （1） 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(2) 船賃

水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(3) 航空賃

航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(4) 車賃

陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

(5) 宿泊料（食料 2 食分を含む。）

1 夜につき 23,000 円

(6) 弁当料

1 食につき 1,500 円、1 日につき 4,500 円

(7) 茶菓料

1 日につき 1,000 円

2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃

それぞれ 1 の (1) から (4) までに掲げる額

(2) 宿泊料（食料を除く。）

1 夜につき 20,000 円

3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額

10,000 円

(2) 超過勤務手当

1 日につき 基本日額の 5 割

なお、弁当を支給した場合は、支払うべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければならない。

4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第 141 条第 1 項の規定

(2) 船賃

水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(新設)

(3) 車賃

陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

(4) 宿泊料（食料 2 食分を含む。）

1 夜につき 12,000 円

(5) 弁当料

1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円

(6) 茶菓料

1 日につき 500 円

2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄道賃、船賃及び車賃

それぞれ 1 の (1) 、(2) 及び (3)に掲げる額

(2) 宿泊料（食料を除く。）

1 夜につき 10,000 円

3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額

10,000 円

(2) 超過勤務手当

1 日につき 5,000 円

なお、弁当を支給した場合は、支払うべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければならない。

4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第 141 条第 1 項の規定

により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。) 1 人に対し支給することができる報酬の額 (1) 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき <u>15,000円</u> (2) 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1 日につき <u>20,000円</u>	により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。) 1 人に対し支給することができる報酬の額 (1) 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき <u>10,000円</u> (2) 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1 日につき <u>15,000円</u>
--	--

議案第 4 2 号

個人演説会等施設の指定解除について

公職選挙法第 1 6 1 条第 1 項第 3 号の規定に基づき指定した公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設について、次のとおり指定を解除する。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

指定を解除する施設の名称	所在地	理 由
鳥取市佐治町福園多目的集会所	鳥取市佐治町福園 163-1	施設廃止のため
鳥取市佐治町上地集会所	鳥取市佐治町高山 115	

提案理由

公職選挙法第 1 6 1 条第 1 項第 3 号の規定に基づき指定した施設の指定を解除するためである。

報告第5号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び
6分の1の数について

(1) 鳥取市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数

149,574人

(2) (1)の50分の1の数

2,992人

地方自治法第74条第1項	………	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	………	監査の請求
市町村の合併の特例に関する法律 第4条第1項及び第5条第1項	………	合併協議会設置の請求

(3) (1)の3分の1の数

49,858人

地方自治法第76条第1項	………	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	………	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	………	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	………	主要公務員（副市長・選管委員・ 監査委員）の解職請求
地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第8条第1項	………	教育長・教育委員の解職請求

(4) (1)の6分の1の数

24,929人

市町村の合併の特例に関する法律 第4条第11項及び第5条第15項	………	合併協議会設置協議の投票請求
-------------------------------------	-----	----------------

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。